



丹波県民局防災パトロールを実施します

兵庫県では昭和49年より毎年6月を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、農山村地域の災害を未然に防ぐために兵庫県と各市町等が協力してこの運動に取り組んでいます。また、ため池における水難事故防止運動もあわせて実施します。

今回、運動の一環として県民局防災パトロールを実施しますのでお知らせします。

記

1 県民局防災パトロール

(1) 県民局長パトロール 【令和7年6月4日(水)】

参加者：兵庫県丹波県民局・篠山警察署・丹波警察署・丹波篠山市消防本部・丹波市消防本部・丹波篠山市・丹波市・千代田池管理者

着	発	巡視場所	備考
13:30	14:15	農村地域防災減災事業（千代田池） 集合場所：丹波市氷上町石生 千代田池現地	ため池の異常の有無、及び管理者による管理が適正に実施されているか点検
14:45	15:30	復旧治山事業（丹波篠山市遠方） 集合場所：丹波篠山市遠方 防災事業現地	令和4年7月豪雨災害復旧工事箇所 の状況確認、周辺山地の点検

※パトロールの位置図、集合箇所の詳細図を添付します。

(2) 事務所パトロール 【6月中（日時・行程等、詳細は別途お知らせします）】

- ・丹波農林振興事務所パトロール
〔 山地災害危険地、里山防災林整備地点検 〕
参加者：丹波農林振興事務所
- ・篠山土地改良事務所パトロール
〔 要監視等ため池、地すべり防止区域点検
井中谷池（丹波篠山市西本庄）、助ノ下池
（丹波篠山市本明谷）、中山池（丹波市
市島町北岡本中山）、東池（丹波市春日町
東中）、地すべり防止区域（丹波市市島町徳
尾）他 〕

参加者：篠山土地改良事務所・篠山警察署・丹波警察署・丹波篠山市消防本部・丹波市消防本部・丹波篠山市・丹波市・ため池管理者



昨年度の県民局パトロールの様子

2 「豊かなむらを災害から守る月間」運動の概要

(1) 要 旨

兵庫県では6月1日から6月30日までの1ヶ月間を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、梅雨や台風の時期を前に、農山村地域の災害を未然に防ぐために兵庫県と県下各市町、兵庫県土地改良事業団体連合会、(一社)兵庫県治山林道協会、兵庫県ため池保全協議会が協力してこの運動を実施します。

(2) 内 容

ア 防災パトロール班による点検と指導

- ①県、市町、警察、消防、関係者による防災パトロール班を編成し、危険地の点検・確認と地域住民に対する防災指導を行う。
- ②災害未然防止のため、要監視ため池、農地地すべり防止区域、山地災害危険地区を重点的に点検する。

イ 広報活動

- ①県、市町及び関係団体の広報車による巡回・放送
- ②有線放送、CATVの利用と各種広報紙への掲載
- ③県、市町庁舎及び公民館等にポスター約2,140枚を掲示
- ④各県庁舎に懸垂幕を掲示しPR

(3) 期 間 令和7年6月1日から6月30日

(4) 主 催 兵庫県・県下各市町

(5) 協 賛 兵庫県土地改良事業団体連合会、(一社)兵庫県治山林道協会、
兵庫県ため池保全協議会

3 管内における災害危険箇所の状況

(1) 農業用ため池

令和7年3月末現在

市名	特定ため池	うち防災重点 ため池	うち要監視・改 修・廃止ため池	うち改修・廃止、 設計中ため池
丹波篠山市	219 箇所	160 箇所	91 箇所	14 箇所
丹波市	171 箇所	133 箇所	66 箇所	3 箇所
管内計	390 箇所	293 箇所	157 箇所	17 箇所

(2) 山地災害危険地

令和7年3月末現在

市名	山地災害危険地	うち着手済み
丹波篠山市	572 箇所	161 箇所
丹波市	830 箇所	373 箇所
管内計	1,402 箇所	534 箇所

4 参考

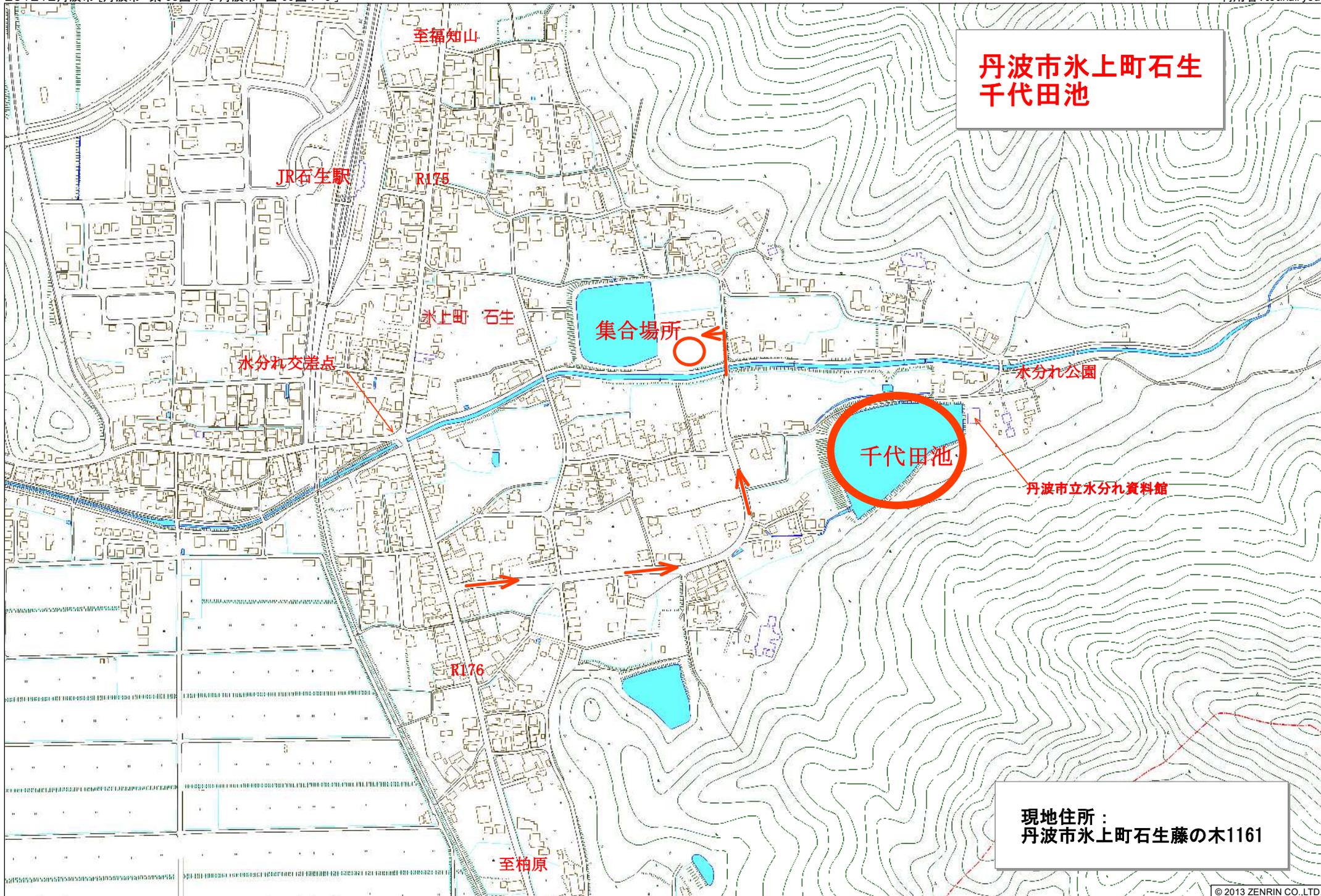
「豊かなむらを災害から守る月間」運動実施要綱

発表者名 (担当者名)	連絡先電話番号
篠山土地改良事務所長 藤尾 和子 (篠山土地改良事務所 農村計画課長 戸田 久雄)	079-552-7417

令和7年度 豊かなむらを災害からまもる月間 丹波県民局長パトロール実施箇所図



着	発	巡視場所
13:30	14:15	農村地域防災減災事業(千代田池) 集合場所: 丹波市水上町石生 千代田池現地
14:45	15:30	復旧治山事業(丹波篠山市遠方) 集合場所: 丹波篠山市遠方 防災事業現地



丹波市氷上町石生
千代田池

現地住所：
丹波市氷上町石生藤の木1161

丹波篠山市遠方 復旧治山事業

現地住所：
丹波篠山市遠方字獅子尾谷11-1

京都方面

西紀方面

駐車スペース

復旧治山事業
R7施工

復旧治山事業
R7施工

復旧治山事業
(遠方パトロール箇所)
R6 (繰越)

復旧治山事業
(遠方パトロール箇所)
R4補正 (繰越)

遠方

「豊かなむらを災害から守る月間」運動実施要綱

1 目的

この運動は、県内の数多くのため池、農地及び林地の地すべり防止区域、山地災害危険地、農地海岸等の防災体制の整備、特に梅雨期、台風期等の豪雨、また、近い将来発生すると想定される、東南海・南海地震による災害の防止のため、積極的な点検指導を行うとともに、県民防災思想の普及を図るなど豊かな県土を災害から守るために実施するものである。

なお、ため池における水難事故防止運動もあわせて実施し、事故防止に努めるものである。

2 実施方針

兵庫県農林水産部関係各課、関係地方機関、市町は、関係団体に協力を求め、危険地域の点検指導と防災体制整備を図るため、別に定める実施要領に基づき積極的にこの運動を展開する。

3 重点実施事項

- (1) 危険地域の点検と防災についての指導を行う。
- (2) 広報活動により防災意識を高め、防災体制の整備を行う。

4 実施主体

この運動は、以下の団体の協賛を得て、兵庫県及び県内各市町が実施するものとする。

兵庫県土地改良事業団体連合会

(一社) 兵庫県治山林道協会

兵庫県ため池保全協議会

5 期間

この運動の実施期間は、毎年6月1日から6月30日までとする。

「豊かなむらを災害から守る月間」運動実施要領

1 危険地域の点検と防災指導

実施機関名	実施内容
<p>農林水産部 農地整備課、治山課 県民局・県民センター関係事務所</p> <p>[農林(水産)振興事務所 :神戸(六甲治山)、阪神、加古川、 加東、姫路、光都、豊岡、朝来、 丹波、洲本] [土地改良事務所 :加古川流域、篠山、洲本]</p>	<p>農林水産部関係各課において重点点検指導地域を定め、運動期間中に、農林水産部長又は県民局長を始め幹部職員により、危険地域の点検と指導を行う。</p> <p>県民局関係事務所長、及び市町長は協議のうえ防災パトロール班を編成し、所管警察署、関係団体の協力を求め、危険地域の点検と指導を行う。</p> <p>なお、地すべり防止区域については、全地区のパトロールを実施する。</p> <p>(重要点検事項)</p> <p>1 ため池について</p> <p>(1) 洪水吐</p> <p>ア 越流水の流下に障害となる禁止行為はないか。</p> <p>イ 破損、欠陥部(構造、断面等)がないか。</p> <p>(2) 堤体</p> <p>ア 草刈り及び安全点検が実施されているか。</p> <p>イ 法面崩壊、陥没、漏水及び構造、断面的に欠陥がないか。</p> <p>ウ 堤体の崩壊を助長及び誘発する違反行為はないか。</p> <p>(3) ため池の流域及び周辺</p> <p>ア 土地崩壊、伐採木等が流入する危険はないか。</p> <p>イ 流域の開発はないか、洪水時にため池は安全(土砂流出、流域状況の変化)であるか。</p> <p>(4) 維持管理</p> <p>ア 管理者を定め適正な管理がなされているか。</p> <p>イ 防災・避難体制が整備されているか。</p> <p>ウ 危険部の安全施設及び必要に応じた危険表示が施してあるか。</p> <p>エ 警戒を要するため池については、貯水管理等適正な措置がなされているか。</p> <p>オ 子供の水難防止がなされているか。</p> <p>2 農用地の地すべり防止区域等について</p> <p>ア 増破の危険性についてどうか。</p> <p>イ ため池、水路等の施設、家屋等に波及する危険性はないか。</p> <p>ウ 万一の場合の避難体制は十分であるか。</p> <p>エ 地すべり地域内、隣接地域の防災点検当番を決めているか。</p> <p>オ 防止区域内で無届けの開発がないか。</p> <p>カ その他防災体制、連絡方法は十分であるか。</p> <p>キ 未指定区域であっても被害が予想される地域については点検を実施する。</p> <p>3 林地の地すべり防止区域について</p> <p>ア 増破の危険性についてどうか。</p> <p>イ 既設の地すべり防止施設、家屋等に波及する危険性はないか。</p> <p>ウ 防災体制、連絡方法は十分であるか。</p> <p>エ 防止区域内で無届けの行為がないか。</p>

実施機関名	実施内容
	<p>4 山地災害危険地について</p> <p>(1) 治山施設</p> <p>ア 溪間施設に破損はないか。</p> <p>イ 溪間施設の基礎部の洗掘はないか。</p> <p>ウ 溪間施設の袖部等の取り付けに侵食はないか。</p> <p>エ 山腹施設に破損はないか。</p> <p>オ 山腹斜面にキレツ等による崩壊の恐れはないか。</p> <p>カ 植栽木の生育はどうか。</p> <p>(2) 林地</p> <p>ア 崩壊する危険性の有無の確認</p> <p>イ 出水時において素材、枝条等が流出し下流の人家等に被害を及ぼす恐れはないか。</p> <p>(3) 里山防災林整備地</p> <p>ア 斜面にキレツ等による崩壊の恐れはないか。</p> <p>イ 里山防災林整備施設に破損はないか。</p>

2 広報活動

実施機関名	実施内容
兵庫県 市町 兵庫県土地改良事業団体 連合会 (一社)兵庫県治山林道協 会 兵庫県ため池保全協議会 報道機関	<p>1 報道機関による広報</p> <p>ア 日刊新聞に月間実施の記事記載を依頼する。</p> <p>イ 関係機関、団体の広報車による巡回並び有線放送による広報報道を依頼する。また各種機関誌に掲載を依頼する。</p> <p>2 ポスター等の作成配布</p> <p>ア 県庁内、地方関係機関、市町に配布し掲示する。</p> <p>イ 関係団体に依頼して必要な地域に配布依頼する。</p>

3 実施結果の報告

所長等は、実施期間終了後速やかに別紙様式により取りまとめて農林水産部長に報告すること。市町長については、関係事務所長に報告するものとする。

ただし、緊急を要する事態がある場合は、その都度速やかにその状況を農林水産部長に報告すること。